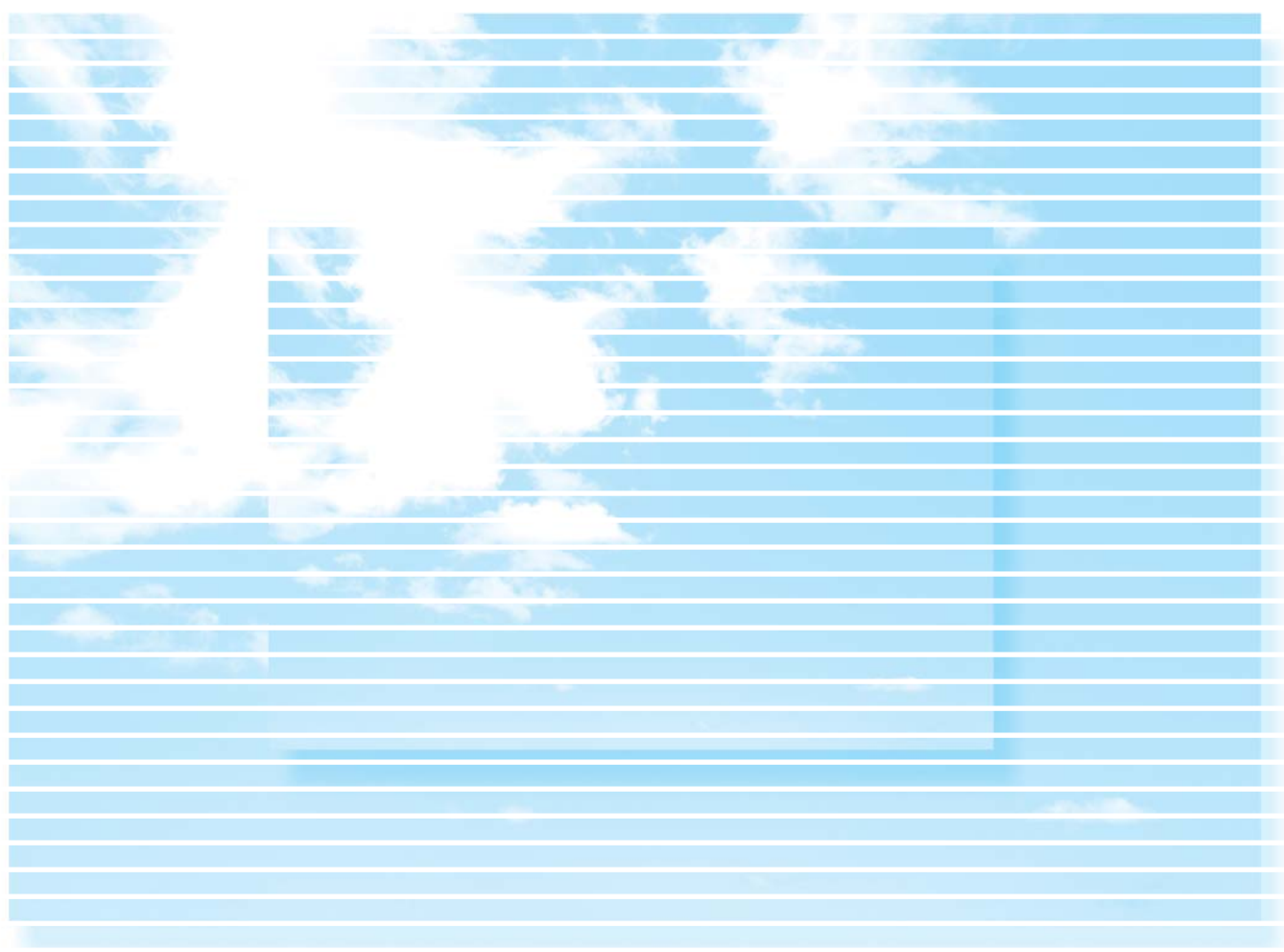


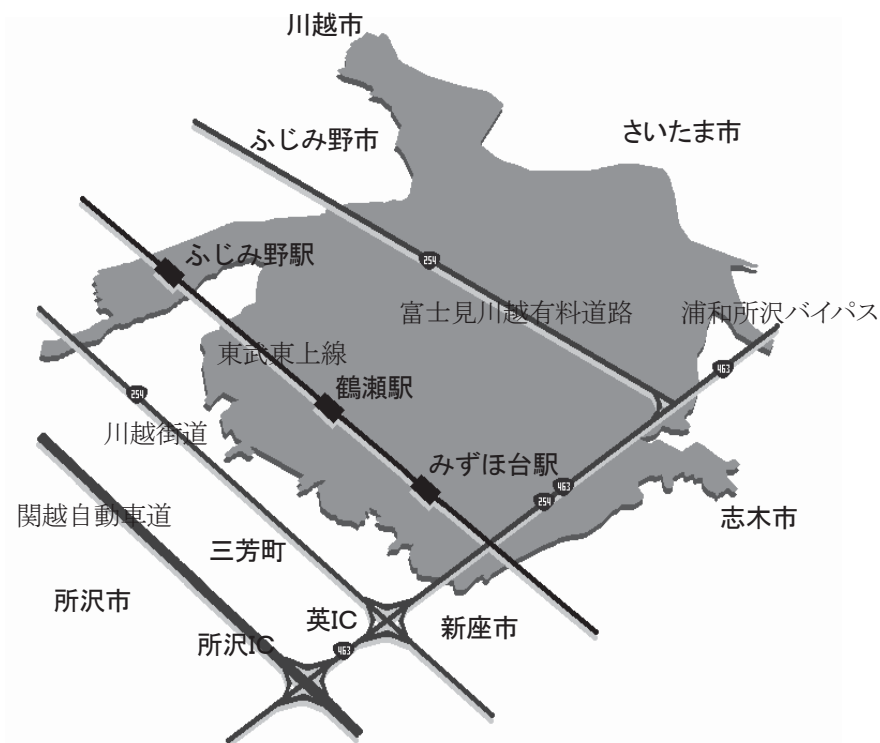
資料編



(3) 交通

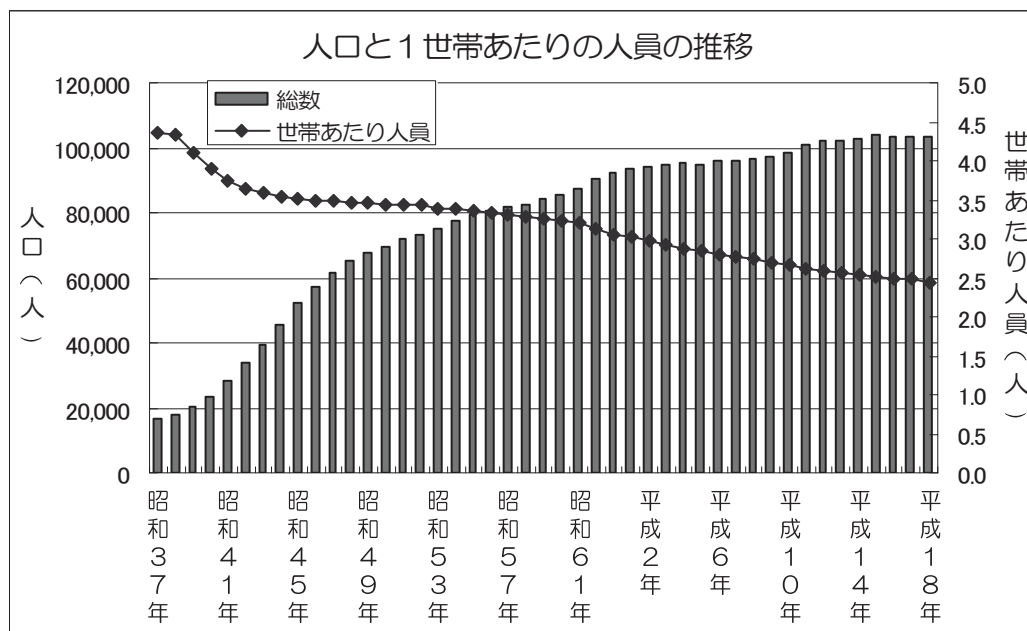
鉄道は、東武東上線が南北に通過しており、みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の3駅が設置されています。鶴瀬から池袋までは約30分、有楽町までは約1時間となっており、首都圏への交通アクセスの良さがうかがえます。

道路は、周辺都市を結ぶ主要な道路として、南北方向に国道254号（川越街道）、富士見・川越有料道路（国道254号バイパス）が、東西方向に国道463号（浦和所沢バイパス）が通っています。



(4) 人口

人口は、平成19年10月1日現在105,457人、43,990世帯となっています。昭和30年代から大規模団地の建設などにより、都市化と人口の急増が進んでいましたが、昭和45年をピークに、人口増加は落ち着きを見せ、平成5年には対前年比ではじめてマイナスとなり、ほぼ横ばいから微増となっています。また、世帯あたり人員の減少の割合が大きく、単身世帯や核家族世帯の増加がうかがえます。



(5) 環境調査

① 大気

富士見市の今後の大気汚染・地球温暖化等の対策資料とすることを目的として、市では毎年2回（夏・冬）、市内の大気汚染の状況を把握するために、自動車等から排出される大気中の二酸化窒素濃度を市内主要交差点21か所、バックグラウンド（自動車等の排気ガスの影響が少ないと想定される地点）4か所の計25か所において調査を実施しています。

平成19年度の調査では、全ての地点で環境基準を下回りました。国道463号線に設けた調査地点（⑫水子横断歩道前・⑬岡の坂上）の数値が、他の地点よりも高くなっていますが、これは、交通量の非常に多い国道であることが要因の一つだと考えられます。



大気（二酸化窒素濃度）調査地点

二酸化窒素濃度結果一覧表（1日平均値）

[単位:ppm※]

地点番号	平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		
	8月	12月	8月	12月	8月	12月	8月	12月	8月	12月	
主要交差点	2	0.023	0.033	0.019	0.032	0.031	0.033	0.026	0.036	0.022	0.033
	3	0.028	0.033	0.020	0.033	0.026	0.034	0.028	0.035	0.023	0.034
	4	0.024	0.029	0.018	0.025	0.030	0.031	0.026	0.026	0.019	0.030
	5	0.022	0.026	0.017	0.026	0.020	0.029	0.021	0.025	0.018	0.030
	6	0.033	0.039	0.028	0.032	0.042	0.037	0.010	0.032	0.033	0.038
	7	0.024	0.030	0.015	0.031	0.028	0.032	0.025	0.030	0.020	0.033
	8	0.030	0.036	0.023	0.036	0.037	0.036	0.034	0.028	0.029	0.035
	9	0.030	0.032	0.024	0.035	0.029	0.037	0.017	0.027	0.029	0.033
	10	0.028	0.034	0.020	0.033	0.034	0.034	0.028	0.024	0.023	0.037
	11	0.022	0.028	0.015	0.028	0.028	0.032	0.007	0.030	0.019	0.031
	12	0.046	0.045	0.036	0.049	0.064	0.048	0.043	0.046	0.041	0.051
	13	0.047	0.040	0.032	0.041	0.057	0.044	0.049	0.036	0.039	0.042
	14	0.029	0.035	0.022	0.035	0.035	0.035	0.030	0.024	0.028	0.032
	15	0.028	0.037	0.020	0.038	0.040	0.036	0.032	0.025	0.028	0.036
	18	0.020	0.030	0.015	0.031	0.026	0.031	0.023	0.031	0.019	0.034
	19	0.020	0.029	0.015	0.029	0.023	0.029	0.007	0.028	0.017	0.030
	20	0.023	0.028	0.018	0.030	0.028	0.029	0.027	0.032	0.022	0.032
	21	0.026	0.033	0.021	0.033	0.035	0.036	0.033	0.032	0.022	0.031
	22	0.025	0.030	0.021	0.032	0.027	0.032	0.006	0.033	0.024	0.031
	23	0.019	0.031	0.017	0.026	0.024	0.027	0.025	0.031	0.019	0.031
	24	0.017	0.034	0.016	0.029	0.026	0.029	0.025	0.033	0.021	0.032
平均	0.027	0.033	0.021	0.033	0.033	0.034	0.025	0.031	0.025	0.034	
バックグラウンド	1	0.020	0.025	0.012	0.022	0.018	0.026	0.016	0.026	0.014	0.026
	16	0.016	0.026	0.011	0.024	0.019	0.026	0.016	0.021	0.014	0.025
	17	0.016	0.023	0.013	0.027	0.019	0.026	0.018	0.031	0.013	0.026
	25	0.014	0.021	0.010	0.020	0.016	0.022	0.016	0.022	0.011	0.022
	平均	0.017	0.024	0.012	0.023	0.018	0.025	0.017	0.025	0.013	0.025

≪環境基準≫0.04~0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下

② 水質

市では、市内を流れる新河岸川、柳瀬川、富士見江川、砂川堀及び唐沢堀における水質の汚濁状況を把握し、今後の環境行政の基礎資料とすることを目的として、pH^{*}やBOD^{*}、SS^{*}、DO^{*}などの項目について調査を毎年実施しています。

近年では下水道や合併浄化槽の普及により、河川の水質は改善の方向にあります。



河川水質調査地点

河川水質測定結果一覧表

調査地点	項目	平成 15 年		平成 16 年		平成 17 年		平成 18 年		平成 19 年		平成 20 年	
		7月	12月	2月	7月	12月	2月	7月	2月	7月	2月	7月	2月
①新河岸川 南畑橋 上流付近	pH	7.0	6.9	7.0	7.1	7.0	6.9	7.1	6.7	6.9	6.8	6.9	6.9
	BOD	2.5	2.5	2.0	2.6	2.0	3.0	1.2	4.3	2.9	1.4	1.4	2.9
	SS	23	17	24	27	10	6	18	25	33	7	23	6
	DO	5.8	7.9	7.3	5.9	7.8	11.0	8.3	6.7	5.3	7.8	6.8	6.9
②柳瀬川 富士見橋 下流付近	pH	7.1	7.0	7.0	7.2	7.0	7.0	6.9	7.4	7.1	7.1	7.2	7.0
	BOD	1.7	2.2	3.5	3.4	2.1	4.3	1.0	2.0	1.7	1.9	1.4	4.3
	SS	2	1	5	4	1	4	7	4	2	3	1	3
	DO	6.8	7.9	9.3	7.1	7.9	9.6	7.0	9.6	5.5	9.8	6.9	9.3
③砂川堀 勝瀬橋 下流付近	pH	6.9	6.8	7.0	7.5	6.8	6.8	6.7	7.0	7.0	6.8	7.0	7.0
	BOD	2.0	2.5	3.7	3.1	1.8	6.3	2.9	7.3	2.7	2.4	3.3	4.3
	SS	5	2	4	5	2	8	8	19	8	6	15	7
	DO	7.1	8.0	7.3	14.0	8.4	7.5	8.2	7.2	7.7	9.0	8.0	6.5
④富士見 江川上流 三芳町境 付近	pH	6.6	6.3	6.3	6.5	6.5	6.3	6.4	6.6	9.3	6.3	6.4	6.6
	BOD	7.0	<0.5	1.1	<0.5	0.5	0.6	0.5	<0.5	4.1	<0.5	1.6	1.1
	SS	6	<1	6	<1	<1	<1	<1	5	12	<1	<1	<1
	DO	6.5	8.3	10.0	8.4	9.3	9.1	8.8	14.0	8.4	9.1	7.3	10
⑤富士見 江川中流 親水公園 付近	pH	6.6	6.5	6.6	6.8	6.7	6.5	6.6	6.6	6.8	6.6	6.7	6.7
	BOD	3.8	1.5	1.7	3.0	1.5	5.2	1.9	3.0	3.4	5.0	1.3	2.4
	SS	8	<1	1	4	1	11	4	3	3	9	<1	2
	DO	5.9	7.6	7.5	3.6	8.8	8.0	7.4	7.8	8.6	8.0	7.2	7.4
⑥富士見 江川下流 寿橋上流 付近	pH	7.2	6.9	7.1	9.2	7.0	7.0	7.2	7.1	8.0	7.2	7.3	7.5
	BOD	2.9	2.9	4.6	4.8	2.0	3.8	3.2	2.4	2.7	2.7	3.2	2.6
	SS	2	8	14	3	1	5	1	4	2	8	2	10
	DO	9.2	8.6	11.0	15.0	9.2	11.0	11.0	13.0	10.7	13.0	9.9	11
⑦唐沢堀 唐沢公園 付近	pH	7.3	7.2	7.3	7.3	7.0	7.1	7.0	7.2	7.3	7.2	7.3	7.5
	BOD	13.0	7.6	9.3	4.8	3.4	7.9	82.0	9.8	2.9	7.4	5.8	3.5
	SS	5	3	4	6	4	24	57	8	2	13	2	1
	DO	1.9	5.0	2.7	2.2	7.0	3.6	1.0	2.1	2.4	6.8	3.1	5.4

《環境基準》河川D類型（新河岸川） 6.0≤pH≤8.5 BOD≤8 SS≤100 DO≥2
 河川C類型（柳瀬川） 6.5≤pH≤8.5 BOD≤5 SS≤50 DO≥5
 ※環境基準の類型が指定されている河川は新河岸川と柳瀬川の2河川です。

③ ダイオキシン類

市では、埼玉県と併せて、年2回（夏・冬）環境中のダイオキシン類（コプラナーポリ塩化ビフェニルを含む）の実態を把握するために、市内の代表的な地点で大気及び土壌中の濃度調査を行っています。

平成18年度ダイオキシン類濃度調査の結果は、全ての地点で、環境基準を満たしています。

注）市立つるせ台小学校（旧上沢小学校）、市立水谷小学校、市立東中学校の3地点は、市で調査しました。市役所屋上は、埼玉県による調査結果データを使用しています。



大気中のダイオキシン類濃度調査結果

[単位:pg-TEQ*/m³]

		①つるせ台小学校 (旧上沢小学校)	②水谷小学校	③東中学校	④市役所屋上
平成15年度	5月	0.250	0.120	0.130	0.120
	8月	0.077	0.056	0.070	0.051
平成16年度	10月	0.071	0.095	0.110	0.074
	1月	0.091	0.093	0.150	0.053
	平均	0.122	0.091	0.115	0.075
平成17年度	5月	0.068	0.073	0.079	0.060
	8月	0.042	0.043*	0.029	0.027
平成18年度	10月	0.100	0.092	0.120	0.083
	1月	0.063	0.070	0.078	0.067
	平均	0.068	0.078	0.077	0.059
平成19年度	5月	—	—	—	0.039
	8月	0.062	0.052	0.056	0.075
平成20年度	10月	—	—	—	0.087
	1月	0.043	0.039	0.050	0.066
	平均	0.053	0.046	0.053	0.067
平成21年度	5月	—	—	—	0.042
	8月	0.065	0.055	0.056	0.039
平成22年度	10月	—	—	—	0.070
	1月	0.055	0.067	0.098	0.053
	平均	0.060	0.061	0.077	0.051

☆水谷小学校の改修工事のため、水子貝塚公園で測定しました。

《環境基準》大気中のダイオキシン類濃度 年間平均値 0.60pg-TEQ/m³以下

土壌中のダイオキシン類濃度調査結果

[単位:pg-TEQ/g]

	調査地点	調査結果
平成15年度	①ふじみ野小学校	0.14
平成16年度	②鶴瀬西小学校	1.5
平成17年度	③針ヶ谷小学校	1.7
平成18年度	④勝瀬小学校	0.0069

《環境基準》土壌中のダイオキシン類濃度 1000pg-TEQ/g

(6) 湧水調査

富士見市環境施策推進市民会議が平成17年度に行った湧水調査により、市内には29か所の湧き水があることが確認されましたが、この中には宅地開発などにより本来の湧出点がふさがれ、側溝を伝って流れ出ているものも含まれており、良好な状態の湧き水は少なくなってきています。



2 富士見市環境基本計画市民策定委員会

○富士見市環境基本計画市民策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士見市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、富士見市環境基本計画市民策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 基本計画に関する事項について調査及び検討を行うこと。

(2) 基本計画の素案を市長に提出すること。

(組織)

第3条 委員会は委員16人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画が策定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり環境部環境課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月19日から施行する。

富士見市環境基本計画市民策定委員会名簿
(順不同・敬称略)

区分	氏名
学識経験者	長谷川 三雄
	木越 隆
行政	小野寺 巧
	清水 實
事業者	中澤 勉
	内田 静子
市民団体	持田 紀美恵
	須藤 敦夫
	北澤 恵
	荒田 勝代
	石塚 昌宏
公募市民	渋谷 裕子
	田村 庄一郎
	山田 勲
	大澤 和子

富士見市環境基本計画市民策定委員会開催状況

開催数	開催日時	議題
第1回全体会議	平成19年 8月28日	1 委嘱状交付式 2 委員会議題 (1) 委員長、副委員長の選出 (2) 環境基本計画について (3) 今後のスケジュールについて
第2回全体会議	平成19年 9月19日	1 行政の進捗状況調査について 2 グループ分けについて
第1回Aグループ会議	平成19年 9月19日	1 座長の選出 2 今後の進め方について
第1回Bグループ会議	平成19年 9月19日	1 座長の選出 2 今後の進め方について
第2回Aグループ会議	平成19年10月19日	1 副座長の選出 2 分科会の設定について
第2回Bグループ会議	平成19年10月19日	1 項目1の検討
第1回Aグループ分科会	平成19年10月24日	1 項目7の検討
第2回Aグループ分科会	平成19年10月24日	1 項目5の検討
第3回Aグループ分科会	平成19年10月24日	1 項目6・8の検討
第4回Aグループ分科会	平成19年10月29日	1 項目4の検討
第3回Bグループ会議	平成19年10月31日	1 項目2の検討
第3回Aグループ会議	平成19年11月 7日	1 項目4の検討
第4回Bグループ会議	平成19年11月 7日	1 項目3・9の検討
第4回Aグループ会議	平成19年11月14日	1 項目5・6・7・8の検討
第5回Bグループ会議	平成19年11月15日	1 項目10・11の検討
第5回Aグループ会議	平成19年11月21日	1 Aグループ見直し案のとりまとめ
第6回Bグループ会議	平成19年11月28日	1 項目12の検討 2 Bグループ見直し案のとりまとめ
第3回全体会議	平成19年12月 5日	1 素案のとりまとめ
第4回全体会議	平成20年 2月27日	1 環境基本計画(改定版)について 2 パブリックコメントの結果について

3 富士見市環境審議会

○富士見市環境審議会規則

平成 14 年 4 月 22 日
規則 第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富士見市環境基本条例(平成 14 年条例第 31 号)第 27 条の規定に基づき、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、まちづくり環境部環境課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 24 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

富士見市環境審議会委員名簿

任期：平成 18 年 8 月 18 日～平成 20 年 8 月 17 日

(順不同・敬称略)

区 分	氏 名
学識経験者	竹 内 正
	二 瓶 久 雄
	長谷川 三雄
	高橋 千代子
	林 三 喜
市民団体	北 澤 恵
	須 藤 敦 夫
	持 田 紀美恵
事業者	隈 川 征 枝
	齊 藤 重 治
	秦 隆 行
	中 澤 勉
	宮 嶋 忠
公募市民	石川 八重子
	谷 脇 広 子

4 環境関係条例

○富士見市環境基本条例

平成13年12月25日
条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、人と自然の調和を目指した「富士見市環境にやさしい都市宣言」の趣旨にのっとり、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動で生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られ

- ることとなるように必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
(施策の策定等に当たっての環境優先の理念)
- 第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(環境基本計画)
- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、富士見市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
(年次報告)
- 第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。
(環境基本計画との整合)
- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。
(総合的調整)
- 第11条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うものとする。
- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境施策に関すること。
- (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。
(環境配慮の推進)
- 第12条 市は、事業者が環境に影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮をすることができるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。
(環境の保全上の支障を防止する規制措置)
- 第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。
(支援措置)
- 第14条 市は、市民又は事業者が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)
- 第15条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)
- 第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、

エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民又は事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、第17条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように努めるものとする。

(調査の実施)

第21条 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第22条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(日常生活等に係る環境配慮)

第23条 市は、市民又は事業者が自らその日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減の目標について定め、その目標の達成状況の検証を行い、その結果に基づき、自らの日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減について配慮するよう、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第25条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と連携して、地球環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第26条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(環境審議会)

第27条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

(1) 第8条第3項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、環境の保全及び創造に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

- (富士見市公害対策審議会条例の廃止)
- 2 富士見市公害対策審議会条例(昭和48年条例第13号)は、廃止する。
(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第1号)の一部を次のように改正する。
別表第1の32の項及び別表第3中「公害対策審議会委員」を「環境審議会委員」に改める。

○みどりの保護及び緑化の推進に関する条例

昭和56年10月8日
条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活が営めるよう、市と市民が一体となって、みどりの保護及び緑化の推進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) みどりの保護 樹林(竹林も含む。以下同じ。)又は樹木(以下「樹木等」と総称する。)の保全をいう。

(2) 緑化の推進 官公庁、学校その他の公共施設、工場、事業所及び一般家庭に樹木を植栽することをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、みどりの保護及び緑化を推進するために必要な施策を講じ、良好な生活環境の保全育成に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市が実施するみどりの保護及び緑化の推進に積極的に協力し、自らの居住環境の保護及び緑化に努めなければならない。

(宅地開発事業者の責務)

第5条 宅地開発の事業を行う事業者は、その事業の実施に当たり、現存する樹木等を最大限に残し、更に植樹を行い、みどりの保護及び緑化の推進に努めなければならない。

(保存樹木等の指定)

第6条 市長は、法令等で定めるもののほか、規則で定める基準に該当する樹木等を、その所有者の同意を得て、保存すべき樹木等(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、所有者は、保存樹木等の指定を市長に求めることができる。

(所有者等の保存義務)

第7条 保存樹木等の所有者(以下「所有者」という。)は、当該樹木等について枯死又は破損の防止等保存、管理に努めなければならない。

2 市民は、市長が指定した保存樹木等が大切に保存されるよう協力をしなければならない。

(標識の設置)

第8条 市長は、保存樹木等を指定したときは、規則で定めるところにより、これを標示する標識を設置するものとする。

2 保存樹木等に指定された場合は、その所有者及び管理者は、正当な理由がない限り、標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(助成措置)

第9条 市長は、保存樹木等の管理に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、保存樹木等の管理費の一部を助成することができる。

(所有者の届出)

第 10 条 所有者は、当該保存樹木等が次の各号の一に該当したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 枯死又は滅失したとき。
- (2) 地形を変更しようとするとき。
- (3) 伐採しようとするとき。
- (4) 譲渡しようとするとき。
- (5) 前各号以外の場合で、規則で定める保存樹木等の基準に該当しなくなったとき。

(指定の解除)

第 11 条 市長は、保存樹木等が枯死又は滅失等により、指定の理由が消滅したときは、遅滞なく当該指定を解除しなければならない。

2 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

3 所有者は、市長に対し保存樹木等について、前項の規定による指定の解除をなすべき旨を申請することができる。

(台帳の作成)

第 12 条 市長は、保存樹木等を指定したときは、保存樹木等指定台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○富士見市緑地保全基金条例

平成 13 年 3 月 14 日
条 例 第 11 号

(設置)

第 1 条 緑地の保全を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、富士見市緑地保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算で定める額
- (2) 基金の目的に対し寄附された額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

○富士見市をきれいにする条例

平成19年6月25日
条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 投げ捨て 空き缶等を持ち帰らず、これを回収容器その他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。

(2) 放置 犬のふんを持ち帰らず、放置することをいう。

(3) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くすその他これらに類するもので、投げ捨てられることによりごみの散乱の原因となるものをいう。

(4) 公共の場所 市内の道路、公園その他屋外の公共の用に供する場所をいう。

(5) 路上喫煙 公共の場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者をいう。

(7) 事業者 市内で事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。

(8) 市民団体 主に市民により組織された営利を目的としない団体をいう。

(9) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び市民団体と協働して具体的な推進計画を定め、実施しなければならない。

3 市は、まちをきれいにする活動を自主的に行う市民団体から協力依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、犬を散歩させるときは、犬のふんを処理するための用具を携帯し、それを当該用具に入れて持ち帰り、適正に処理しなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止に関する施策（以下「美化推進施策」という。）に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、投げ捨てを防止するために必要な措置を講じるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の環境美化に努めるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(投げ捨ての禁止)

第7条 市民等は、空き缶等の投げ捨てをしてはならない。

(放置の禁止)

第8条 市民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に犬のふんを放置してはならない。

(路上喫煙の防止)

第9条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、公共の場所を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(美化推進重点区域の指定)

第10条 市長は、環境美化の推進を図るため、特に必要があると認める区域を美化推進重点区域（以下「重点区域」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により重点区域を指定しようとするときは、関係地域住民及び関係団体の意見を聴くものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第11条 市長は、重点区域において、路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認める区域を路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、路上喫煙禁止区域について準用する。

(路上喫煙の禁止)

第12条 市民等は、禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

(1) 重点区域において第7条又は第8条の規定に違反した者

(2) 前条の規定に違反した者

(美化推進計画)

第14条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。

(1) 投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項

(2) 路上喫煙を防止するための施策に関する事項

(3) 環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項

(4) 市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

5 用語解説

【ア行】

●アイドリングストップ

地球温暖化や大気汚染の原因となっている自動車の排出ガスを削減するために、自動車を駐車・停車するとき、いったんエンジンを切ることです。

●アスベスト

蛇紋石や角閃石といった天然の鉱石が繊維状に変形したもので、耐久性や耐熱性にすぐれていることから、これまで数多くの製品に利用されてきました。しかし、肺がんや中皮腫、じん肺の原因となるなど、人体に悪影響を及ぼすことが分かり、規制措置が取られました。「アスベスト関連法」は、人体に健康被害を及ぼすアスベストの処理などについての方法を規制する法令のことで、「大気汚染防止法」や「廃棄物処理法」、「建設リサイクル法」、「労働安全衛生法」などがあります。

●アスベスト関連法

→アスベスト

●EMバケツ

光合成菌や酵母菌、乳酸菌といった蘇生型微生物を培養したものをを用いて、生ごみを堆肥にすることができる容器のことです。

●硫黄酸化物（SO_x）

石炭や重油などを燃焼する際に、燃焼物中の硫黄分と酸素が結合して生成されるもので、大気汚染物質のひとつとなっており、呼吸器疾患や酸性雨発生の原因となっています。

●雨水浸透施設

雨水が地表から地中に入り込む速度を速めるために設置する施設のことで、浸透ます、浸透トレンチ、浸透性舗装などがあります。

●エコオフィス

節電や冷暖房の効率化、紙の節約、節水、廃棄物のリサイクルといった省資源・省エネルギー対策を通して、環境に配慮した事業活動を積極的に行っている事業所のことです。

●エコクッキング

水を汚さないよう工夫したり、野菜くずなどを有効に利用したりするなど、環境に配慮した料理方法のことです。

●エコドライブ

急発進や急加速、不要なアイドリングなどを避けて燃料消費の少ない運転を心がけたり、タイヤの空気圧が適正かどうか確かめたりするなど、排出ガスの削減と省エネルギーに役立つ運転方法のことです。

●エコ商店

再生品の販売や使い捨て容器の削減、簡易包装、資源回収の推進、消費者に対する啓発など、環境に配慮した店舗づくりを積極的に行っている商店のことです。

●エコ商店街

廃棄物の削減や再生品の販売といった省資源・省エネルギー対策を、商店街単位で行っている商店街をいいます。

●エコ商品

再生可能な材料からできた日用品や、省エネルギー効果の高い家電製品など、身のまわりにある様々な製品の中で、環境に配慮したもののことをいいます。

●エコビジネス

環境に配慮した製品やサービスを扱う事業活動を行うことで、それによって作り出された商品を選択する人に対する啓発や、環境にやさしい事業活動の拡大につながります。

●SS

「浮遊物質量」のことで、水中に浮いている物質のうち、ろ過で分離できるものです。水の

濁りの原因となり、数値が大きいほど透明度が悪くなります。

●屋上緑化

都市部の局地的な気温上昇の緩和や省エネルギー対策のために、建物の屋上部分に樹木や多年草などを栽培することをいいます。

●温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表から放射される赤外線を吸収して、大気を暖めると同時に、一部の熱を再放射して地表の温度を高める効果を持つガスの総称で、大気中に占めるこれらのガスの割合が増えることが、地球温暖化の原因となっています。主な温室効果ガスには二酸化炭素のほか、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）、パーフルオロカーボン（ PFC ）、六フッ化硫黄（ SF_6 ）があります。

【カ行】

●化学物質過敏症

日常生活において接触している特定の化学物質の量が、体の許容量を超えることによって引き起こされると考えられている、頭痛やめまい、情緒不安などの症状のことです。

●合併処理浄化槽

→浄化槽

●環境家計簿

日常生活で使用している電気や水、ガソリンなどの量を家計簿のようにつけることで、普段の生活が及ぼしている環境への負荷を再確認できるようにしたものです。

●環境基準

大気の大気汚染や水質の水質汚濁、土壌の土壌汚染、騒音などについて、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされている基準のことであり、環境基本法第16条に規定されています。

●環境ホルモン

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える物質のことで、生殖機能異常や分化能力の低下、免疫系・神経系への影響などが考えられており、その性質から「外因性内分泌かく乱物質」とも呼ばれています。

●環境マネジメントシステム

企業などが自らの事業活動において排出するエネルギーや廃棄物の量を削減し、環境への負荷を低減するために、削減計画の策定から実施、結果の見直しを繰り返すことにより管理する方法のことで、代表的な国際規格として、ISO14001シリーズなどがあります。

●気候変動枠組条約

「地球温暖化防止条約」とも通称される、地球温暖化問題に対する国際的な枠組を設定した条約で、平成4年に作成されました。大気中の温室効果ガスの増加による地球温暖化が、生態系などに与える影響の大きさを人類共通の問題であると認識し、それらを防止するための取り組みの原則、措置などを定めています。

●協働

市民・事業者・行政のように、立場の異なる複数の主体が対等な関係に立ち、共通の目的のために連携・協力することを意味しています。

●京都議定書

平成9年に京都で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採決された議定書のことで、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスを削減するために、それらのうちの二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類について、削減すべき数値目標を設定したものです。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境に与える負荷が小さいものを優先的に購入することをいいます。

●グリーンコンシューマー

環境に及ぼす負荷の少ない商品の購入や、マイバッグの持参、意識的な3Rの実践などを行うことを通して、日々の暮らしの中で環境に配慮して行動する消費者のことをいいます。

●光化学オキシダント

自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線（紫外線）との光化学反応を起こして生成される、オゾンやパーオキシアセチルナイトレート、アルデヒドなどの総称のことです。これらによって形成される、液体粒子状物質の混じったガス状のсмоッグが「光化学スモッグ」であり、大気中でこれらの濃度が高くなると、人や動植物へ被害をもたらします。

●光化学スモッグ

→光化学オキシダント

●枯渇性資源

太陽、風力といった再生可能なエネルギーとは異なり、石油や石炭、天然ガス、ウラン資源などの限りある資源のことをいいます。

【サ行】

●里山

人間の生活の場である市街地や集落などの「里」に隣接して存在し、薪や炭、落ち葉の採取などを通して地域住民に利用されることにより、維持・管理をされてきた山や雑木林のことです。

●シックスクール

→シックハウス

●シックハウス

建物の建造の際に利用される接着剤や有機溶剤、防腐剤などが室内の空気を汚染することを指し、室内に居る人にめまいや頭痛、呼吸器疾患などを引き起こす「シックハウス症候群」の原因と考えられています。そのなかでも特に、学校の校舎に使用されている建材や、使用している洗剤や消毒液が原因となっているものを「シックスクール」と呼んでいます。

●市民緑地

個人が所有している樹林地などの土地を自治体が一時的に借り受け、一般に開放している緑地のことで、緑とのふれあいの場を提供するとともに、その保全を図っていくためのものです。

●社寺林

神社や寺院の境内に見られる樹林のことです。

●斜面林

丘陵や台地などの斜面に見られる樹林のことです。

●循環型社会

日々の事業活動において生産されている製品などが、廃棄物となることが抑制されるとともに、繰り返し利用できる資源については適正な循環が行われ、利用のできない資源については適正に処分されることにより、日常生活や生産活動が環境に与える影響を最小限にするような物質循環の仕組みが保たれた社会のことをいいます。

●循環型社会形成推進基本法

膨大な量の廃棄物や、年々困難になっている最終処分場の確保、不法投棄の増大などの問題を抱えている「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会」から脱却し、環境への負荷を最小限にするような仕組みを有する「循環型社会」を目指すための基本的な枠組みを示したものであり、平成12年に制定されました。

●浄化槽

し尿や生活雑排水を、微生物の作用による酸化分解などの方法によって処理し、消毒・放流するための施設をいいます。浄化槽の種類には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水を一緒に処理する合併処理浄化槽がありますが、単独処理浄化槽については、水環境への配慮が不十分であることから、平成13年以降の新設が禁止となっています。

●生態系ピラミッド

土壌・水・大気・太陽光・野生生物という5つの要素の有機的な結びつきにより構成される自然の仕組みに着目しながら、その中で様々な生き物が形成している食物連鎖の様子をピラミッド状に表したものです。【17頁に図が載っています】

●石けん製品

脂肪酸ナトリウムや脂肪酸カリウムといった高級脂肪酸の塩の総称である「石けん」と同質の成分で作られた製品のことで、合成洗剤と比べて水環境や人体にやさしい成分でできています。

●専業農家

世帯における全ての収入が、農業による収入のみで成り立っている農家のことです。

【夕行】

●第一種兼業農家

農業による収入だけでなく、それ以外の仕事からも収入を得ている農家のうち、農業での収入が全収入の50%以上を占めており、世帯員のなかに1人以上の兼業従事者がいる農家のことをいいます。

●第二種兼業農家

農業による収入だけでなく、それ以外の仕事からも収入を得ている農家のうち、農業での収入が全収入の50%以下であり、世帯員のなかに1人以上の兼業従事者がいる農家のことをいいます。

●ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一種であり、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルがこれらに分類されています。がんや生殖異常の原因になると報告されており、これらの増加を抑制するための対策が各方面でとられています。

●地球温暖化防止対策推進法

正式名称を「地球温暖化対策の推進に関する法律」といい、平成10年に制定されました。人類共通の問題である地球温暖化の防止に向けて、国や地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、その対策のための基本方針をまとめたものです。

●地産地消

「地域生産地域消費」の略語として用いられ、地域で生産された農産物などを、その地域で消費することをいいます。

●窒素酸化物（NO_x）

燃料の燃焼などにより、空気中の窒素と酸素が結合して生成される、一酸化窒素や二酸化窒素の総称であり、光化学スモッグや酸性雨の原因となっています。

●DO

「溶存酸素量」のことで、水中に溶解している分子状酸素の量のことをいいます。水質汚濁が進むとこの値が小さくなり、限界を超えて小さくなると、水中の生き物は窒息してしまいます。

●低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車と比較して、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が少ない自動車のことで、電気自動車や天然ガス車、ハイブリッド車などを指します。

●低燃費車

エンジンの効率的な回転などにより、従来と比べて燃料費を抑えた自動車のことで、低公害車のひとつとして考えられています。国土交通省では新しく生産された自動車のうち、燃料費の少ない車種についての認定を行い、「燃費基準達成車マーク」を貼ることで、消費者が選ぶ基準となるようにしています。

●電気式生ごみ処理機

電気を用いた温風乾燥や微生物分解、炭化などの方法により、生ごみを減量し、堆肥などと

しても利用できるようにする装置のことです。

●天然ガス車

天然ガスを燃料とするエンジンを搭載した自動車のことで、ディーゼルエンジンを搭載した自動車と比較して、排出される有害物質が大幅に少ないことから、環境に与える負荷の少ない自動車であるとされています。

●透水性舗装

路面に降った雨水を、舗装内の隙間から地中へ浸透させる能力を持った舗装をいい、雨水浸透効果や街路樹の育成、雨天時の歩行環境の改善、交通騒音の低減などに役立ちます。

●特別栽培農産物認証制度

定められた基準に基づいて、減農薬・減化学肥料栽培を行って生産された野菜や果実、穀類、豆類、茶を埼玉県が認証する制度のことです。認証された農産物には、出荷時に認証マークが貼られ、消費者が選ぶときの基準にできるようになっています。

【ナ行】

●二酸化硫黄（SO₂）

→硫黄酸化物

●二酸化窒素（NO₂）

→窒素酸化物

●二次林

その土地本来の自然植生が災害や人の行為によって破壊された後に、その置き換え群落として発達している森林をいいます。日本に見られる雑木林は、燃料用の薪や炭を焼くために切られた後、自然に再生したものであり、「二次林」であるといえます。

●認定農業者

自らの農業経営を計画的に改善するために「農業改善計画」を作成し、それを市長が認定した農業者をいいます。

●ノーカーデー

自動車によって引き起こされる大気汚染や温室効果ガスの排出、交通渋滞といった問題を改善するために、事業所や行政といった組織単位ごとに、自動車の利用を控える日を週の中に1日設けることなどにより、その推進を図ることをいいます。

●農業資材

農業を行う上で使用される様々な用具のことであり、農業用マルチシートや精米袋、肥料袋、麻ひもなどが挙げられます。

【ハ行】

●ハイブリッド車

電気とガソリンなど、作動原理が異なる2つ以上の動力源を持ち、状況に応じてその動力源を変えて走行する自動車のことで、環境に及ぼす負荷の低い自動車のひとつです。

●pH

酸性、アルカリ性の程度を示す指標で、pH7を中性として、これより小さい値を酸性、大きい値をアルカリ性としています。

●BOD

「生物化学的酸素要求量」のことで、水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいいます。この値が大きいほど有機物質による水質汚濁が著しいといえます。

●ビオトープ

生物という意味の「Bio」と場所を意味する「Top」を合成して作られたドイツ語で、特定の生物が生息するための条件を備えた自然環境の一空間のことをいいますが、日本でこの言葉を用いる場合には、野生生物が生息できるように人の手によって創出された空間のことを

意味するほうが一般的です。

●光害

街灯やネオンの光などが、農作物や動植物などの正常な成長や活動を阻害したり、夜空の星が見えなくなったりすることなどをいいます。

● $\mu\text{g-TEQ}$

「ダイオキシン類」のなかで最も毒性の高い物質を基準とした場合、大気 1L もしくは土壌 1g あたりにどれだけの有害物質が含まれているのかを表したものであり、「 μg 」は 1 兆分の 1g を意味しています。

● ppm

百万分の 1 の割合を表示する時に使用する単位のことです。たとえば、 1m^3 の大気中に 1cm^3 の硫酸化物が含まれている場合、硫酸化物濃度を 1ppm と表示します。

●富士見市環境施策推進市民会議

本市における環境の保全を目指して、市民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた役割分担のもとで連携・協力をを行い、お互いの自主的な行動を推進していくための組織です。

●富士見環境センター

本市内にある一般廃棄物の中間処理施設であり、志木市・新座市・本市で構成される志木地区衛生組合によって運営されています。

●富士見市市民人材バンク

教養や芸術、語学、スポーツといった分野で専門知識を持った個人や団体を登録し、それらを学びたい人々に対して情報提供を行うものです。

●富士見市版環境家計簿

→環境家計簿

●浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している微細な粒子状の物質で、石油や石炭などの燃焼や、自動車の走行に伴って発生するほかにも、風による土砂の舞い上がり、建物の解体などによっても発生します。がんやアレルギーの原因となる大気汚染物質のひとつです。

●フロン

炭素やフッ素、塩素などの化合物の総称で、スプレー噴霧剤や冷却剤、潤滑材、殺菌剤などに使われています。オゾン層を破壊する作用があり、地球環境に及ぼす影響が非常に大きいことから、モントリオール議定書において生産が全廃されました。

●壁面緑化

建築物の外壁部分をヒョウタンやヘチマなどのツタ植物で覆うことをいい、冷暖房効率の向上による省エネルギー効果などに役立ちます。

【マ行】

●マイバッグ

買い物時に使い捨てのレジ袋を使用しないように、購入した商品を入れるために持っていく「買い物袋」のことです。

●緑の基本計画

都市における緑地の保全と、緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とする計画です。

【ヤ行】

●野外焼却

日常生活や事業活動から出た廃棄物などを、構造基準を満たした焼却施設を使用することなく、野外で行う焼却のことで、ダイオキシン類発生の主な原因となっていることから、埼玉県生活環境保全条例第61条で禁止されています。

●屋敷林

邸宅に隣接して見られる樹林のことで、風よけなどの様々な用途に用いられています。

●遊休地

特定の用途として用いられておらず、土地利用の行われていない土地のことです。

●容器包装リサイクル法

正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、家庭から出る一般廃棄物の中でも大きな割合を占めている、容器包装の減量化とリサイクルを促進するための法律です。

【う行】

●利彩館

富士見環境センターとともに、志木地区衛生組合によって運営されている施設のことで、リサイクル品の展示・販売や各種講座・教室の開催、資源プラスチックの分別作業の見学などができます。

●リサイクル関連法

資源の有効利用と、適正な循環・処分について定められた法律の総称であり、「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」などがあります。

●リターナブル容器

容器包装に用いられている容器のうち、繰り返し使用することが可能なもので、中身を消費した後の容器を、販売店などを通じてメーカーが回収することで、容器包装廃棄物の削減と、資源の有効利用をすることができます。

●緑化率

明確な区画境界を持つ敷地内の全面積に対する樹木・草木などの面積の割合のことです。

●緑地保全基金

樹林地などの緑地を保全するために、買い取りを行うための基金のことで、市民・事業者からの寄付金と、市の一般財源から成り立っています。

●緑肥

栽培している植物を、収穫せずにそのまま耕すことで田畑にすきこみ、後から栽培する作物の肥料にすること、またはそのための植物のことで、クローバーやルピナス、ウマゴヤシ、レンゲソウなどが多く用いられています。

富士見市環境基本計画（改定版）

平成20年3月

発行 富士見市
編集 富士見市まちづくり環境部環境課

〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800 番地の1
電話 049-251-2711（代） Fax 049-253-2700
この冊子は再生紙を使用しています。